

人事行政の運営等の状況

人事行政の公正性と透明性を高めることを目的に、市の職員任免、職員数、給与など、人事行政の運営等の状況について市民の皆さんにお知らせします。詳細な内容については、本庁1階閲覧コーナーまたは市のホームページで見ることができます。

☎ 総務課人事班 ☎ 23-1114

職員の任免および職員数に関する状況

●部門別職員数の状況（各年4月1日現在／単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数
		R3年	R4年	
一般行政	議会	4	4	
	総務企画	87	92	5
	税務	21	21	
	民生	73	76	3
	衛生	33	35	2
	農林水産	32	31	▲1
	商工	30	32	2
	土木	29	30	1
	小計	309	321	12
特別行政	教育	29	32	3
	消防	67	66	▲1
	小計	96	98	2
公営企業等	水道	13	13	
	下水	16	15	▲1
	その他	22	22	
	小計	51	50	▲1
合計		456 [629]	469 [629]	13

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、退職者、派遣職員を含み、会計年度任用職員等の非常勤職員は除いています。[]内は条例定数の合計

●採用の状況（R3.4.2～R4.4.1）

区分	試験	選考	その他	計
一般行政職等	26人	1人	2人	29人
消防吏員	2人	0人	0人	2人
計	28人	1人	2人	31人

●再任用の状況（R3.4.2～R4.4.1）

区分	再任用	うち更新
一般行政職等	15人	9人
消防吏員	0人	0人
計	15人	9人

●採用試験実施状況（R3年度）

試験職種	採用予定者数 (募集人員)	1次試験 受験者数	採用者数
一般行政職等	26人※	94人	26人
消防吏員	1人	2人	2人
計	27人	96人	28人

※6職種について「若干名」として募集

●退職の状況（R3年度）

退職者数	22人
------	-----

職員の給与の状況

●人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (3年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費比率 (B/A)
R3年度	32,031人	21,358,449千円	1,546,638千円	3,907,133千円	18.3%

●職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人あたり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
R4年度	416人	1,553,068千円	262,403千円	613,323千円	2,557,512千円	6,147千円

●職員の平均年齢、平均給料月額および給与月額の状況（R4.4.1現在）

	区分	平均年齢	平均給料月額※1	平均給与月額※2
一般行政職	長門市	42.6歳	320,865円	348,365円
	国	42.7歳	323,711円	405,049円
技能労務職	長門市	53.2歳	323,667円	323,667円
	国	51.1歳	286,570円	328,416円

(注) ※1「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です

※2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです

●職員の退職管理の状況（R4.12.1現在）

課長職以上で退職した職員	10名	
うち再就職者	5名	
再就職先区分	市(嘱託など)	0名
	その他公的団体	0名
	営利団体	4名
	非営利団体	1名

(注) 令和3年4月1日～令和4年3月31日に管理または監督の地位にある職員の職(課長職以上)に就いていた職員の再就職の状況です

●職員の初任給の状況（R4.4.1現在）

区分	長門市	国
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円

●等級別職員数等の状況（R4.4.1現在）

等級	基準となる職務	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	40人	8.6%
2級	高度の知識または経験が必要とする業務を行う職務	49人	10.5%
3級	主任主事および主任の職務	117人	25.1%
4級	係長の職務	123人	26.4%
5級	課長補佐の職務	71人	15.2%
6級	部次長、課長および主幹の職務	55人	11.8%
7級	部長の職務	11人	2.4%

(注)長門市の一般職の職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員の等級別人数です（準用により適用を受ける公営企業職員の人数を含む）。

●特殊勤務手当の状況（R4.4.1現在）

支給実績（R3年度決算）	4,651千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）	44千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R4年度）	12.9%
手当の種類	10

●その他の手当の状況（R4.4.1現在）

手当名	内容および支給単価	国との異同
扶養手当	○配偶者および父母等 6,500円 ○子 10,000円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円の加算	同じ
住居手当	○借家 ・家賃27,000円以下 家賃から16,000円を控除した額 ・家賃27,000円超 家賃から27,000円を控除した額の2分の1（17,000円が限度）に11,000円を加算した額※最高限度額28,000円	同じ
通勤手当	○交通機関 運賃（定期券）が55,000円以下の場合 運賃相当額 ○交通用具 片道2kmから60km以上まで16区分（月額3,000～31,600円）	異なる ○交通用具 2～60km以上 13区分2,000～31,600円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 部長 44,250円 部次長 37,395円 課長 33,240円 主幹 29,085円 課長補佐 19,830円	異なる 46,300～130,300円
休日勤務手当	祝日法による休日、年末年始の休日などにおいて、正規の勤務時間に勤務した職員に支給。時間単価の35%増の額を支給	同じ
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が、臨時または緊急の必要により週休日などに勤務した場合、災害への対処などのため平日の深夜に勤務した場合に支給 部・課長 6,000円 課長補佐 4,000円 （6時間超150/100を乗じた額） 平日深夜 部・課長 3,000円 課長補佐 2,000円	同じ

●期末手当・勤勉手当の状況（R3年度）

	長門市	国
1人あたり平均支給額	1,398千円	—
支給割合	期末手当 2.40月分 (1.35月分) 勤勉手当 1.9月分 (0.9月分)	同左
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です

●退職手当の状況（R4.4.1現在）

長門市			国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	同左
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			
1人当たり平均支給額 14,786千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です

●時間外勤務手当の状況

支給実績（R3年度決算）	45,487千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）	170千円

●特別職の報酬などの状況（R3年度）

区 分		給料月額など
給 料	市 長	790,000円 (R2.1.1～R5.11.26 632,000円)
	副市長	630,000円
	教育長	560,000円
報 酬	議 長	425,000円
	副議長	360,000円
	議 員	320,000円

区 分		支給割合など
期末手当	市 長 副市長 教育長	(令和3年度支給割合) 3.25月分
	議 長 副議長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.25月分
退職手当 (任期ごとに支給)	市 長	給料月額×在任月数×0.5
	副市長	給料月額×在任月数×0.3
	教育長	給料月額×在任月数×0.25

職員の勤務条件、分限・懲戒、研修に関する状況

●休業および休暇の取得状況（R3年度）

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	介護休暇取得者数
男性職員	2人	0人	0人
	2人	0人	
女性職員	6人	3人	0人
	10人	10人	
計	8人	3人	0人
	12人	10人	

●一般職員の年次有給休暇の取得状況

R3年 平均取得日数
10.8日

(注) 上段は令和3年度に新たに取得した人、下段は令和元年度以前から令和3年度にかけて引き続いていている人の数です

●職員の分限処分の状況（R3年度）

処分事由	処分の種類					計
	降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—	0人
心身の故障の場合	—	—	5人	—	—	5人
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—	0人
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—	0人
条例で定める事由による場合	—	—	—	—	—	0人
計	0人	0人	5人	0人	—	5人

●職員の懲戒処分の状況（R3年度）

処分事由	処分の種類					計
	戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	1人	1人	—	—	—	2人
職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合	—	—	—	—	—	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	1人	—	—	—	1人
管理・監督者責任	—	—	—	—	—	0人
計	1人	2人	0人	0人	—	3人

(注) 1 分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、職員の意に反して不利益な身分上の措置を講ずることを言います
2 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持することを目的に、職員の義務違反に対する制裁として行う処分を言います

●職員研修の状況（R3年度）

区 分	研修課程	延受講者数
長門市	窓口研修、市民協働研修、SDGs研修など	760人
山口県ひとつづくり財団	一般研修、専門研修、特別研修	98人
派遣(実務)研修	中国経済産業局、山口県東京事務所、下関市観光政策課、後期高齢者医療広域連合、山口県ひとつづくり財団	5人

●職員の人事評価の状況

全職員を対象に能力評価を、係長級以上の職員を対象に業績評価を実施しています。
能力評価については、平成27年度の評価結果から翌年度の昇級への反映を行っています。
業績評価については、平成30年度の評価結果から翌年度の6月期勤手当への反映を行っています。